

税金の控除

この寄附金は、ふるさと納税の対象です

ふるさと納税とは…

地方（ふるさと）に対して貢献又は応援したいという納税者の思いを実現するため、応援したい自治体への寄附を通じてその寄附額の2,000円（適用下限額）を超える部分を居住地の住民税などから控除できる制度です。

○個人の場合

ふるさと納税をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。

所得税（所得控除）

寄附金額または総所得金額等の40%の
— 2千円 = 寄附金控除額
いずれか低い金額

個人住民税（税額控除）

寄附金額または総所得金額等の
30%のいずれか低い金額 — 2千円 × 10%

+ 特例控除額^{*1} = 寄附金税額控除額

※1 特例控除額 = (寄附金額 - 2千円) × (90% - 所得税の税率)

※ 所得税の税率は復興特別所得税を含めた率

注意 特例控除額は個人住民税所得割の2割を上限とします

税の控除を受けるために

ふるさと納税をした翌年に確定申告を行う必要があります。ただし、寄附時に「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をしていただくと、確定申告を行わなくても控除を受けられます。

ワンストップ特例制度は、確定申告を行う必要がある方、寄附先の都道府県・市町村が6団体以上の方は適用されません。

※確定申告には、専用納付書の領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

○法人の場合

寄附された金額を法人税法（第37条第3項第1号）の規定により損金算入することができます。

名古屋市教育基金とは

- 教育事業の資金に充てるため、条例で設置された名古屋市の基金です。
- 市民のみなさまからの寄附金等を積み立て、教育事業の推進に役立てます。
- 基金の趣旨をご理解いただき、ぜひみなさまのご協力をお願い申し上げます。

みなさまからのご寄附をお待ちしております。

寄附の方法

別添の専用納付書を使用して、金融機関においてお振り込みいただくほか、インターネットを利用したクレジットカードでの寄附も受け付けております。

※クレジットカードでの寄附の詳細は、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

名古屋市 クレジット寄附

お問い合わせ

名古屋市教育委員会 学校教育指導室

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-3234

名古屋市教育基金

高校生の夢実現 応援事業への 寄附のおねがい



名古屋市教育委員会

名古屋市立高校生の **夢の実現** を応援しませんか？



高校生の夢実現応援事業とは

みなさまからの寄附金を、名古屋市立高校の魅力高めるとともに、生徒の夢の実現に役立てる事業です。寄附申込み時に指定いただいた高校の事業が実施可能な寄附金が積み立てられた場合、各校へ寄附金を交付し、夢が実現します。

皆様からいただいた寄附金は、学校を指定された場合、その寄附金額の2/3を指定する学校事業へ、残りの1/3は教育委員会が推進する「魅力ある高等学校づくり事業」に活用させていただきます。全額を「魅力ある高等学校づくり事業」へ寄附していただくこともできます。



各学校の「高校生の夢実現応援事業」については、各校にお問い合わせいただくか、各校のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.highschool.nagoya-c.ed.jp/>

菊里高等学校	名東高等学校
向陽高等学校	西陵高等学校
桜台高等学校	名古屋商業高等学校
北高等学校	若宮商業高等学校
緑高等学校	工業高等学校
富田高等学校	工芸高等学校
山田高等学校	中央高等学校